

市民団体等によるあいちトリエンナーレ 2016 連携事業Q&A

(対象団体について)

Q 1 この事業のために、任意団体を設立して応募してもよいか？

A 1 応募可能です。ただし、申請書類に団体等の規約、定款等の写しや名簿の提出が必須になりますので、応募申請前までには設立する必要があります。

Q 2 団体等の過去の実績は必要か？

A 2 必須ではありません。応募申請書類でも「団体等の実績を示す書類や平成 28 年（度）活動計画書等」の提出は任意になっております。

Q 3 一人で複数の団体に参加している場合でも、応募は可能か？

A 3 応募可能です。またひとつの団体で複数の事業に応募することもできます。

(対象事業について)

Q 4 今回の連携事業は委託事業のため、主催はあいちトリエンナーレ実行委員会ということになると思うが、総事業費 50 万円の事業を行った場合についても、50 万円分の事業全体があいちトリエンナーレ実行委員会の主催ということになるのか？

A 4 委託事業ですので、団体等から提案いただいた内容をもとに事業を選定し、仕様を固めた上で契約を締結します。そのため事業主体はお見込みのとおり、あいちトリエンナーレ実行委員会ということになります。

また、委託金額の上限は 10 万円であり、本事業では、事業収入分を除いて原則 10 万円を超える規模の事業を想定しておりません。

ただし、対象経費に含まれない経費がある場合や、どうしても 10 万円の枠の中でおさまらない費用が発生する場合については、例外的に自己資金での対応も除外はしておりません。

Q 5 豊橋市で実施しようとしている事業が豊橋市の助成を受けられる可能性がある。他から助成を受ける事業が対象事業にならないことは理解したが、受けられるかどうかわからない場合はどうすればよいか？

A 5 応募の時点では、助成を受けないという前提で書類を作成してください。助成が決定した時点で速やかに申し出てください。

Q 6 オリジナルグッズ等を作成して販売してもよいか？

A 6 可能です。ただし、販売収入が事業費を上回った場合は委託金額は支払われません。

(応募条件・方法について)

Q 7 事業説明会（会場：アートラボあいち大津橋（4/15）、岡崎市市役所福祉会館3階視聴覚室（4/20）、穂の国とよはし芸術劇場 PLAT 2階研修室大（4/21））への参加は必須か？

A 7 必須ではありません。

Q 8 応募書類については、メールで提出することは可能か？

A 8 メールでの応募は受け付けておりません。郵送または直接ご提出ください。

(申請書類について)

Q 9 企画提案書を提出する時点で、日程や内容はあくまで予定とし、5月下旬までに詳細を固めるということによいか？

A 9 そのとおりです。

Q10 事業選定の審査基準に「継続性」とあるが、会期終了後も継続していくことが条件なのか？

A10 今回の連携事業は、団体等の活動の活性化も目的の一つとしているため、継続性も審査基準の一つとしております。

Q11 名古屋の団体が豊橋や岡崎で事業を行う場合、スタッフの移動旅費は委託の対象経費に含めてよいか？また、講師を呼んで、豊橋や岡崎で事前打ち合わせをするための旅費も対象経費に含んでよいか？

A11 いずれも対象経費に含めることができます。

(精算方法について)

Q12 例えば、総事業費が15万円の事業を行う場合（委託金額の上限は10万円ということだが）、参加料収入のような収入が3万円生じた、その分の収入は単純に委託金額から差し引かれるのか？

A12 委託金額以外に収入が見込まれる場合は収支予算書にあらかじめ記載する必要があります。そのうえで委託金額を算出します。

仮に、参加料収入が当初の見込みより増えた場合は、収支予算書で決定した委託金額が減額される場合もあります。

逆に、参加料収入が当初の見込みより減った場合は、委託金額が増額することはありません。

(例1) 参加料収入が収支予算書記載の金額を上回る例

収支予算書			事業決算書		
収入の内訳	収入項目	金額	収入の内訳	収入項目	金額
	実行委員会委託金額	10万円		実行委員会委託金額	7万円
	その他(参加料収入)	5万円		その他(参加料収入)	8万円
	収入合計=総事業費	15万円		収入合計=総事業費	15万円

(例2) 参加料収入が収支予算書記載の金額を下回る例

収支予算書			事業決算書		
収入の内訳	収入項目	金額	収入の内訳	収入項目	金額
	実行委員会委託金額	10万円		実行委員会委託金額	10万円
	その他(参加料収入)	5万円		その他(参加料収入)	3万円
	収入合計=総事業費	15万円		その他(自己資金)	2万円
			収入合計=総事業費	15万円	

(※注) 委託金額は契約締結時の金額より増加することはありません。

(その他)

Q13 チラシ・パンフレット等を作成した場合、使用しなければならないロゴや、記載しなければならない文字はあるか？

A13 今回の連携事業は、あいちトリエンナーレ2016の機運醸成や賑わいの創出、情報発信の充実を目的とするものです。そのため、作成した印刷物が何の目的で配布されているのかが分かるよう、あいちトリエンナーレ2016の公式ロゴの記載を必須とします。

Q14 委託事業で周辺MAPの作成を行った。作成したMAPを会期中に配布しきれずに余ってしまった場合、他の事業で活用してもよいか？

A14 今回の連携事業で作成する印刷物はあくまであいちトリエンナーレ 2016を盛り上げるために作成するものであるため会期中に使用することが前提になります。このため、当初計画どおりに使用できなかった場合などは、精算の際に委託金額を減額する場合があります。

Q15 総額50万円の事業を行い、うち20万円分の備品を購入したい。備品は今回の経費の対象外ということなので、持ち出し部分のお金で購入する。その場合、事業終了後、この備品は転売可能なのか？

A15 20万円分の備品購入費は対象外経費ですので、転売は可能です。